

役員選挙規程

令和3年4月1日
研究会理事会制定

第1章 総則

(目的)

第1条 定款第25条に基づき役員である理事、監事の選出に関する事項をこの規程に定める。

第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第2条 役員を選出にあたり、選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、当該選挙に伴う一切の責任を負う。
- 3 選挙管理委員は、立候補により、専門会員の中から総会で選出する。立候補者が欠員の場合は理事会が推薦する。
- 4 選挙管理委員会は、4名以内の委員をもって構成し、うち委員長及び副委員長を1名ずつ置く。
- 5 選挙管理委員長は、選挙管理委員による互選とする。
- 6 選挙管理委員長は、選挙管理委員の中から選挙管理副委員長1名を任命する。
- 7 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を統括する。
- 8 選挙管理副委員長は、選挙管理委員長に事故あるとき、その役務を代行する。
- 9 選挙管理委員が、当該の選挙に立候補する場合には、選挙管理委員を辞任しなければならない。

(任期)

第3条 選挙管理委員の任期は、選出された総会終結のときから4年後の総会終結のときまでとし、2年ごとに2名ずつ選出する。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員長、副委員長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 選挙管理委員に欠員が生じたときは、直近の総会で選出する。この場合の任期は前任者の残任期間とする。

(委嘱)

第4条 選挙管理委員の委嘱は、日本物理療法研究会理事長が行う。

(選挙事務)

第5条 選挙事務担当者は、専門会員の中から選挙管理委員長が若干名を選出する。

- 2 選挙事務担当者の任期は、告示日から当選証書交付日までとする。

(職務)

第6条 選挙の実施に関する下記の項目については、選挙管理委員会が選挙実施要綱としてこれを定め、理事会の承認を得たのち、専門会員にその内容を周知する。

- (1) 選挙人について
- (2) 選挙の告示について
- (3) 立候補の受付について
- (4) 立候補一覧、選挙方法の送付について
- (5) 投票について
- (6) 開票について
- (7) その他、選挙の実施に関し必要な事項

第3章 選挙の告示及び選挙人・被選挙人

(選挙の告示と日程)

第7条 選挙管理委員会は選挙すべき役員の定員を告示し、立候補を受け付け、以下を参考に日程を決定する。

- (1) 告示日は、投票締め切り日から7週間(49日)以前とする
- (2) 立候補受付開始日は、投票締め切り日から6週(42日)前とする
- (3) 立候補受付締め切り日は、投票締め切り日から5週(35日)前の正午とする
- (4) 投票受付開始日及び投票に要する情報の発送日は、投票締め切り日から2週(14日)前とする。
- (5) 投票締め切りは、投票締め切り日の正午とする。

(選挙人)

第8条 役員選挙の選挙人は、評議員とする。

(被選挙人)

第9条 役員選挙の被選挙人は、理事候補者は専門会員、監事候補者は定款第24条第4項に準拠する。

- 2 立候補の届出は、選挙要綱にて定めた様式を用いなければならない。
- 3 評議員資格を有する者が被選挙人となった場合、評議員の権利を立候補届が受理された時から、開票までの期間停止する。

第4章 開票・異議申し立て・当選証書

(立会人)

第10条 開票に際して、立会人3名を置かなければならない。

- 2 立会人は、一般会員の中から選挙管理委員会が選任する。選任方法については選挙実施要綱に定める。
- 3 選挙管理委員長は、投票締め切り後、立会人の立会のもとに開票する。

(選挙結果の公表)

第11条 選挙結果については、選挙管理委員会が速やかに公表する。

(異議申立)

- 第12条 選挙の効力に対し、不服がある選挙人又は候補者は、文書をもって選挙管理委員会に異議を申し立てることができる。
- 2 異議申し立ての受付は、開票結果発表日から1週（7日）以内とする。

(当選証書の発行)

第13条 選挙管理委員長は、異議申し立て期間終了後速やかに当選証書を発行する。

(評議員有資格者の当選)

第14条 評議員と役員は兼任できないことから、評議員資格を有する者が役員に当選した場合、確定した時点で評議員資格を喪失するものとする。

第5章 役員候補者選挙

(定義)

第15条 この規程にいう役員とは、定款第24条第1項に定めるものをいう。ただし、監事については、この研究会の運営や学会活動に精通している者、或いは会計制度や関係法令等に一定の知見を有する者等の中から1名以上2名以内を選出する。

(投票方法)

第16条 理事及び監事の役員候補者の選挙は、電子投票により行う。

- 2 投票の方法について必要な事項は、別にこれを定める。

(理事候補者・監事候補者選出の方法)

第17条 理事及び監事候補者の選出は、以下の各号による。

- (1) 定款第20条第1項により社員による役員候補者選出投票を行い、当選者を役員候補者として総会に付議する。
- (2) 理事及び監事の役員候補者選出投票は、定数内連記投票とする。
- (3) 当選は、定数内で白票を除く有効投票の上位得票順とする。
- (4) 得票が同数の場合は、抽選により当選者を定める。抽選の方法については、別に定め

る。

- (5) それぞれの立候補者が定数又は定数に満たない場合は、無投票当選とし、評議員による役員候補者選出投票を実施しない。
- (6) 立候補者がそれぞれ定数に満たない場合は、理事会が候補者を推薦し、総会で選任する。
- (7) この他、選出について必要な事項は、別に定める。

(次点者の繰り上げ)

第18条 当選者が当選の日から任期開始後60日までの間に死亡、退会、もしくは正当の事由で辞任、又は辞退したときは、当該選挙における次の得票者を繰り上げ当選者とする。

(理事長候補者選出の方法)

第19条 理事長候補者の選出は、以下の各号による。

- (1) 第17条各項により当選した理事候補者の中から、理事長候補者に立候補するものを募る。
- (2) 立候補者が1名の場合は、無投票当選とする。
- (3) 立候補者が複数の場合は、定款第25条第2項により理事会の決議により選定する。
- (4) この他、選出について必要な事項は、別に定める。

第6章 雑則

(選挙広報)

第20条 選挙管理委員会は、候補者名、立候補の趣旨、経歴等の広報を、本会のホームページ、文書等により行う。

- 2 立候補者は、前項の他は、公序良俗に反する運動等を行うこと、もしくは関わってはならない。

(選挙違反)

第21条 選挙管理委員会は、前条第2項に抵触すると思われる運動等を確認したときは、当該候補者又は候補者全員に対して下記の処分を行う。

- (1) 厳重注意
- (2) 戒告
- (3) 選挙権・被選挙権の取り消し

(規程の改廃)

第22条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

- 1 本規程は、この研究会の設立登記日より施行する。